

# Cloud Computing 時代の倒産と管財人の責任負担のあり方に関する一考察 —個人情報保護を中心に—

橋本 誠志<sup>†</sup>

Cloud Computing が今後、社会基盤並びに社会的資産としてより安定した機能を果たしてゆくためには、Cloud Computing が持つネットワーク外部性がもたらす価値の継承が迅速・効率的になされることが必要となる。しかし、現行の倒産法制と個人情報保護法制間の連携は例えば事業と個人情報が分離・独立して換価・売却される場合の対応が想定されていない等、企業の有する情報の利用・処理形態が多様化する現状を必ずしも反映しているとは言えない。倒産処理手続において、管財人は債権者と本人の両方から板挟みの状態となる。管財人の主要任務は破産会社の財産を正確に確保・管理し、債権者の債権の満足に資することである。

一方、管財人は本人にとっても組織としての自律性を失った破産会社に代り、自らのデータの帰趨を照会するほぼ唯一の拠り所とも言え、その職責は今後、より一層増すことが予想される。本稿では、Cloud Computing 時代の倒産処理における管財人の責任負担はどうあるべきかを個人情報保護の側面を中心に検討する。

## A Study on Responsibilities for Administrators under Bankruptcies in Cloud Computing Stage from the Viewpoint of Personal Data Protection

Satoshi Hashimoto<sup>†</sup>

During bankruptcy, the trustees of the concerned company face a dilemma regarding the protection of personal data managed by the bankrupt businesses between creditors and data subjects under liquidation since during liquidation, it is not clear whether such data belong to the creditors or the data subjects. Currently, one of key means of processing personal data is distributed data processing with cloud computing services. Particularly in the case of this system, trustees find it difficult to obtain an overall view of the personal data managed by the bankrupt firm.

This paper suggests a burden of responsibilities for administrators under bankruptcies in Cloud Computing stage.

### 1. はじめに

今日、企業の情報処理はCloud Computingを利用した分散型情報処理に急速に移行している。Cloud Computingへの急速な移行が進行する背景として、サービスとして利用するCloud Computingでは情報処理に必要な機器類を自社資産として運用する従来の方法よりもその導入・維持コスト面で優位である点等が一般的に言われている。一方、リーマンショック以後の大倒産時代を経て、東日本大震災を経験した今、わが国経済社会の方向性は更に混迷を深め、倒産のさらなる増加も懸念される。今後、Cloud Computingが社会基盤並びに社会的資産としてより安定した機能を果たしてゆくためには、Cloud Computingが持つネットワーク外部性がもたらす価値の継承が迅速・効率的になされることが必要となる。一方で倒産処理時に企業が保有・処理していた個人情報の保護制度については、例えば事業と個人情報が分離・独立して換価・売却される場合の対応が想定されていない等、倒産法制と個人情報保護法間で企業の有する情報の利用・処理形態が多様化する現状を必ずしも反映しているとは言えない。上記を問題意識として筆者はCloud Computing時代の倒産処理における個人情報保護制度のあり方を研究してきた<sup>1</sup>。

企業の倒産処理において、破産管財人は、会社財産の換価処分と破産会社の負う債務の弁済・配当を主たる業務とする。今日の情報ネットワーク社会では管財人の業務の対象は倒産企業が管理・保有していたデータにも及ぶことになる。倒産企業が保有していたデータが倒産法制の適用申立以前の状態で維持されていることが必要となる。しかし、倒産処理手続において、管財人は債権者と本人の両方から板挟みの状態となる。管財人の主要任務は破産会社の財産を正確に確保・管理し、債権者の債権の満足に資することである。一方で、管財人は本人にとっても組織としての自律性を失った破産会社に代り、自らのデータの帰趨を照会するほとんど唯一の拠り所とも言え、その職責は今後、より一層増すことが予想される。つまり、倒産処理時の個人情報保護は単に本人の観点からの保護を射程とするだけではその本旨を達成することができない微妙なバランスの上に存在する問題である。Cloud Computing の普及により、かかる微妙なバランスへの配慮はより重要性を増していると言えよう。

本稿では、Cloud Computing 時代の倒産処理における管財人の責任負担はどうあるべきかを個人情報保護の側面から検討する。なお、本稿では環境汚染問題を抱えた企業の管財人の立場と社会的責任に関する議論を検討への手掛かりとする。

<sup>†</sup> 德島文理大学総合政策学部  
Faculty of Policy Studies, Tokushima Bunri University

1 橋本誠志「Cloud Computing 社会の企業倒産処理と個人情報保護」情報処理学会研究報告 Vol.2010-EIP-48, No.12, pp.1-8(2010.5.28)並びに橋本誠志「Cloud Computing 時代の倒産と個人情報保護」『情報ネットワーク・ローレビュー』 Vol.10,(2011.8),pp.107-124 参照

## 2. 倒産処理の指導原理と管財人のジレンマ

### 2.1 倒産処理手続の指導原理

企業や消費者は平時、自己の責任で経済活動を行っているが、何らかの事情で従来のままの経済活動を維持することが困難または不可能になることがある。これに対し、社会全体の視点からこのような事態を契機として健全となった当事者の経済活動を停止させ、破綻による損害を関係者に公平に分担させることにより経済社会の健全性を維持している。倒産処理手続は経済社会の健全性維持にとって必要不可欠なものである<sup>2</sup>。

倒産処理は総債権者の満足を最大化し、利害関係人の権利の公平な実現と債務者の経済的再生を目的とし、倒産処理には私的整理と法的整理がある。私的整理は自然発生的な仕組みとしてその果たす役割も大きいものの、倒産処理を私的整理に全面的に委ねることは利害関係人の権利の公平・公正な調整の観点からは困難である。つまり、倒産処理において法的手続が必要とされる理由は以下にまとめられる<sup>3</sup>。

- ① 債権者による個別的権利行使の制限
- ② 債務者による詐害行為の防止
- ③ 不正な目的を持つ第三者の介入の排除
- ④ 大規模倒産の公平な処理
- ⑤ 不良債権の整理

これを受け、倒産処理は①公平・平等・衡平、並びに②手続保障をその指導理念とする<sup>4</sup>。

### 2.2 倒産処理における個人情報保護と管財人のジレンマ

今日の情報化社会では、企業は規模の大小を問わず、顧客や従業員に関する情報をデータベース等により管理・利用している。情報が経済的価値を有することが常識となっている現在、破産会社が個人情報データベースを運用していた場合、当該データベースも換価の対象となることは論を待たない。一方で上述のように倒産処理は総債権者の満足を最大化し、利害関係人の権利の公平な実現と債務者の経済的再生を目的とする。そのため、倒産処理経済の要請から手続に必要なコストを縮減することが総債権者の満足に近づくことになる。つまり、倒産処理手続における個人情報保護の特徴は、単に倒産企業が有した個人情報の本人からの観点からの保護のみではその本来

2 伊藤 真『破産法・民事再生法[第2版]』(2009) p.1

3 伊藤,前掲(2)著,pp.10-12

4 詳細は伊藤,前掲(2)著,pp.12-17

の趣旨を達成することができない。言うなれば、債権者資産としての個人情報の完全性<sup>5</sup>と可用性<sup>6</sup>を保持したい破産管財人(より究極的にはこれにより債権の満足に近づく債権者)としての立場から見た個人情報保護と本人が想定する情報保護の理由について、その方向性が異なるが、しかし、情報の完全性は維持したいという点で両者には共通の利益がある点に認められる<sup>7</sup>。

こうしたことから倒産処理手続において、管財人は債権者と本人の両方から板挟みの状態となる。管財人の主要任務は破産会社の財産を正確に確保・管理し、債権者の債権の満足に資することである。一方で、管財人は本人にとっても組織としての自律性を失った破産会社に代り、自らのデータの帰趨を照会するほとんど唯一の拠り所とも言える。しかし、倒産処理過程での個人情報保護を図る上で管財人は債権者に対しても本人に対してもしばしば厳しい状況に追い込まれる。倒産処理直後の時期は倒産企業が極度の混乱状態にあるため、従業員が情報を持ち出したりすることで倒産企業が有していた情報の所在の調査が思うに進まない。仮に倒産企業が有した個人情報データベースを含む情報資産の確保に成功してもこれを換価する上で本人の存在を無視することはできない。

また、今日では企業の情報処理が Cloud Computing による分散処理への移行が進んでいる。Cloud Computing には一般に以下のリスクが指摘されている。

- ① サービス業者のシステム運用の実態を利用者が把握できない。
- ② Cloud で処理しているデータの保存場所と保存方法を利用者が把握できない。
- ③ データの喪失・窃盗リスク
- ④ アクセス障害・データ遅延リスク
- ⑤ 稼働保証リスク
- ⑥ 公権力によるデータ押収リスク

これらの諸リスクへの対応はコスト増加の要因となり、上述したように手続に要するコストを節約し、債権者への配当額を少しでも増やし、債権者の満足に近づける倒産処理経済の観点からはこれらのリスクへの対応は債権者、本人からの板挟みとなる管財人にとって大きな負担となることが予想される。上述のような環境の下、管財人は債権者、債務者、データ主体本人に対してどこまでの責任を負うべきなのだろうか以下、検討する。

5 JIS Q 27001「情報技術—セキュリティ技術—情報セキュリティマネジメントシステム—要求事項」の3.8において、完全性とは「資産の正確さおよび完全さを保護する特性」と定義されている。

6 JIS Q 27001において、可用性は「認可されたエンティティが要求したときに、アクセス及び使用が可能である特性」と定義されている。

7 橋本,前掲(1)報告 p.2

### 3. 破産管財人の責任に関する現行制度

破産管財人は破産手続遂行の中心となり、破産債権者に対する公平な配当を最終目的とする破産管財業務を遂行する。以下では、議論の前提として、まず破産管財人の職務と責任に関する現行制度について整理する。

#### 3.1 破産管財人の選任と職務内容

破産管財人は、破産手続開始と同時に裁判所により選任される。（破産法 31 条 1 項 柱書、同 74 条）破産管財人への選任に際して、資格に関する特別の制限は存在しないが、行為能力が制限されている個人等は事実上除外され、当該事件と利害関係を有する場合は、職務遂行の公平性の観点から選任の対象とされるべきではないとされる。破産管財人への就任は強制ではなく、選任者の受諾が前提とされる<sup>8</sup>。

前述の通り、破産管財人は破産債権者に対する公平な配当を最終目的とする管財業務を遂行する。この目的を実現するために破産管財人は、以下のよう活動を行う。

これらの職務には債権者の利益に資するものと債務者の利益に資するものとが存在する。債権者の利益に資するためには、公平な配当を実現しなければならないが、そのためには、破産手続開始時に破産管財人の管理下に入った財団を本来あるべき財団の範囲と一致させ、配当の基礎となる財団を作り出さねばならない<sup>9</sup>。

- ① 財産管理・換価<sup>10</sup>
- ② 否認権行使による破産財団の増殖
- ③ 破産財団に関する実態的法律関係の整理（管理下の財産を破産財団の範囲に一致させる）
- ④ 配当の相手方となる破産債権者の権利内容の調査・確定
- ⑤ 配当の実施と関連業務
- ⑥ 破産者の経済的再生と社会正義の実現

上記の職務を実施するうえで、破産管財人は裁判所や債権者集会で破産財団に関する事項を報告したり、裁判所に対し重要事項の許可を求めたりする。

債務者の利益を実現するための職務としては例えば、財団に属する財産のうち、破産債権者の利益を実質的に侵害しない財産について、破産者の生活に必要なものを破産者のために管理処分権を放棄すること（破産法 78 条 2 項 12 号）や破産手続

8 伊藤,前掲(2)著,pp.137-138

9 伊藤,前掲(2)著 pp.138-139

10 具体的には財産の占有・管理、封印、財産評定、財産目録・貸借対照表の作成・提出、郵便物管理等をさす。

終了後に免責手続の免責不許可自由の有無や免責許可決定の可否に関する報告や意見陳述を行う（破産法 250 条 1 項、同 251 条 1 項）

上記のように破産管財人の活動は単に破産債権者の利益の実現のみならず、破産者を含めた利害関係人全体の利益と社会正義の実現に寄与することが期待されている<sup>11</sup>。個人情報保護法では個人情報取扱事業者に対して、個人情報保護法上の各種義務を課される制度設計となっている。破産管財人が個人情報取扱事業者に当たるか否かについては、破産管財人は執行機関として会社財産の換価処分と債権者から届出られた債権の調査に基づき、破産会社の負う債務の弁済・配当を主たる業務とし、一般的には破産会社が保有する個人情報データベース等を破産管財業務に供しているとは言えず、営業継続や財産換価の手法として営業や個人情報を含む資産譲渡を行う等に個人情報データベース等を管財業務に供する場合に個人情報取扱事業者に該当しうるとする<sup>12</sup>。

次に再建型手続が志向される場合、再生債務者（更生会社）の事業は継続するため、原則として個人情報取扱事業者に引き続き該当することになり、個人情報取扱事業者として課される義務の程度も再生債務者（更生会社）たることで緩和されることはないとされる<sup>13</sup>。

#### 3.2 破産管財人の注意義務

破産管財人の職務遂行にはいわゆる善管注意義務が課される（破産法 85 条 1 項）。当該義務違反が問題とされる例には破産財団に属する債権の取立てについての懈怠、届出があった債権の調査不十分による確定、税務申告の懈怠により財団に損害を与えた場合、否認可能性の調査を怠った場合等が典型的であり、その他にも広い意味での善管注意義務として公正中立義務や忠実義務違反等がある<sup>14</sup>。

民法では「当事者の一方が法律行為をすることを相手方に委託し、相手がこれを承諾すること」によって、委任契約が成立するとする（民法 643 条）<sup>15</sup>。委任契約の受任者は契約で定められた委任事務の処理をその中心とした義務が課せられる。この義務について、民法 644 条は「受任者は、委任の本旨に従い、善良なる管理者の注意をもって、委任事務を処理する義務を負う」として、善管注意義務の原則を定める。本

11 伊藤,前掲(2)著,pp.135-136

12 上野 保「企業倒産時における個人情報保護—その実情と個人情報保護法施行下の実務』『NBL』No.793(2004), pp.12-13

13 上野,前掲(12)論文,pp.12-13 なお、再建型手続では、事業再生の一環として営業譲渡に伴い、顧客リストや従業員の雇用管理情報等が第三者譲渡されることとなり、その前段階の作業としてデューデリジェンスの実施が通例であり、この過程で個人情報の第三者への開示がなされる。

14 伊藤,前掲(2)著 pp.140-141 なお、Cloud Computing 導入に関する平時の取締役の善管注意義務について、例えば寺本振透編集代表/西村あさひ法律事務所著『クラウド時代の法律実務』(2010)pp.53-88

15 一方、法律行為でない事務の委託は準委任と呼ばれる（民法 656 条）

義務は受任者と同様の職業・地位にある者に対して一般に期待される水準の注意義務で、委任契約の場合、当事者間の特殊な信頼関係をその基礎としていることから、善管注意義務の内容は当事者間の知識や才能・手腕の格差、委任者の受任者に対する信頼度に応じて判断される<sup>16</sup>。

破産管財人の法律上の地位は破産法律関係における破産管財人の地位と関り、破産管財人の善管注意義務もその例外ではない。また、破産管財人の法律上の地位に関する議論はその他にも破産管財人の職務遂行の指導理念と破産手続の目的論、及び外部者との実体的法律関係という異なる次元の問題と関連している。この議論について、破産法学の分野では、主に以下の考え方が主張してきた。

- ① 職務説
- ② 破産債権者代理説（破産者代理説）
- ③ 破産財団代表説
- ④ 破産団体代表説
- ⑤ 受託者説
- ⑥ 管理機構人格説

①の職務説は破産管財人に選任された私人が職務として破産法上の権能を行使するとする説である。

②は破産管財人の地位を利害関係人（破産債権者または破産者）との私法上の関係から説明する。特に破産債権者代理説は、手続開始決定により破産債権者が破産財団所属財産上に差押質権を取得することで、管財人がこれを代理行使する考え方である。

③の破産財団代表説は財産の集合体たる破産残代に法人格を認め、管財人を代表機関とする考え方であるが、法の規定が無いため、実際に破産財団に法主体性を認められるかは疑問とされる。

④の破産団体代表説は破産清算目的のために破産者（破産債権者）により構成される破産団体たる社団の成立を認め、管財人をその代表機関とする考え方で利害関係人の権利調整を破産管財人の職務とする点で合理性があるが、破産団体の法主体性を認めるか否かについては疑問が呈されている。

⑤の受託者説は破産者を委託者、破産債権者を受益者、破産管財人を受託者とする法定信託の成立を説き、本説は私的整理や会社更生、民事再生等破産手続以外の倒産処理スキームにおける管財人の地位との整合性や内部法律関係と外部者との実体的法律関係での破産管財人の地位を統一的に説明可能な点にメリットがある。

⑥の管理機構人格説は財産の集合体たる破産財団の法人格を認め、管財人を財団財

産の管理処分権を行使する管理機構とし、かかる破産管財人自身に法人格を認める。本説からは破産法律関係でも破産管財人を破産者や破産債権者とは独立の主体とでき、外部者との実体的法律関係でも独立の法主体とみなすことができる。

善管注意義務の点については、上記のうち、受託者説に立った場合に説明が簡明となる。つまり、手続開始決定に基づき、破産債権者による個別の権利行使を抑止し、破産財団から平等な配分を受ける旨の破産債権者と管財人間の法律上の信任関係が発生し、これに基づいて善管注意義務が発生するとなれば、当該義務の相手方は破産債権者となる。しかし、法文では、破産管財人の注意義務は「職務」を行う際に課されるものとされ、義務違背した場合の損害賠償義務の相手方は利害関係人であるので、相手方を破産債権者とするのは狭い理解となる<sup>17</sup>。また、別除権、取戻権等では権利者は当該権利の実現につき、管財人に依存する関係に無いので信任関係も無い。この場合、更生管財人と破産管財人で注意義務の相手方が異なるようになる。

### 3.3 環境問題における企業の社会的責任と管財人の責任

上記を前提として、以下では環境問題を抱えた企業が法的倒産手続を行った場合の社会的責任と管財人の立場について、先行研究をベースに整理し、指針とする。

永石は廃棄物処理業を営む企業が倒産した場合を設題としてその破産管財人が、当該企業が有していた土地建物を放棄できるか否かを検討している<sup>18</sup>。永石が設題とした事例の倒産手続では、管財対象の土地建物について、以下の特徴が認められるとする<sup>19</sup>。

- ① 破産管財人自身は汚染者そのものではない。
- ② 土地建物を正常に復旧する場合に莫大なコストがかかる。
- ③ 担保権を実行しようにも買い手がつきにくいため、管財業務が長期化しやすい。
- ④ 管財対象の土地建物に対する固定資産税が長期間にわたって賦課される。

上記のような特徴を持つ土地建物を放棄し、売掛金を回収して、租税債権・労働債権を支払った残額を破産債権者に配当すれば、管財業務を迅速に遂行することが可能となる。一方で放棄しなかった場合は、債権者への弁済・配当ができなくなる。汚染処理費用は一次的には汚染者が負担するが、二次的には公共負担で処理される。以上を理由として管財人が土地建物を放棄できるか否かについて、もし放棄が可能な場合、

17 伊藤 真「破産管財人等の職務と地位」『事業再生と債権管理』No.119(2008),p.5

18 永石一郎「破産管財人とCSR」『一橋法学』4巻2号(2005)pp.337-372

19 永石,前掲(18)論文,pp.338-339

無責任な経営者が土地汚染を放置したまま破産手続を申し立て、そのつけを行政と地域住民に押し付けることとなる。一方で管財人は地域住民の環境に配慮すべき義務があり、放棄が不可能とする考え方も可能とする。この場合、破産会社により近い債権者が汚染処理費用を負担することになる。つまり、債権者と地域住民の利益の優先順位をめぐるいわゆる配分的正義の問題となるとする<sup>20</sup>。

永石はこのような場合に管財人が取りうる選択肢として、以下を指摘する<sup>21</sup>。

- ① 土地建物を放棄して、破産財団を全額配当に充当する。
- ② 土地建物の放棄をせず、破産財団の全財産を廃棄物処理費用に充当する。
- ③ 土地建物の担保権者に担保権放棄を求める、破産財団の全財産を廃棄物処理費用に充当する。
- ④ 行政に廃棄物処理を依頼し、行政が廃棄物処理をした場合に担保権者の担保権実行を認め、売掛金等の破産財団を債権者への配当に充当する。
- ⑤ 破産財団を廃棄物処理費用と債権者への充当に分け、割合を債権者と調整する。

上記のうち、倒産会社の社会的責任を全うするための選択は②しか残されないが、管財人にこのような選択が果たして可能かどうかが問題となる。可能とすれば、管財人はその職務である債権者への配当よりも地域住民の健康被害の防止を優先する法的義務を認めることになる。このような義務を管財人に果たさせるための社会的責任を理解する上で永石はCSR(Corporate Social Responsibility)の法規範性に着目している。

神作によれば、CSRはそもそも1790年代に東インド会社がカリブ諸国での奴隸により生産した砂糖をイギリスに輸入販売したことでの不買運動が起きたことに端を発し、労働者保護、消費者保護、環境問題、人権保護の4領域で発展を遂げてきたとされる<sup>22</sup>。日本でもCSR論は公害や消費者問題の拡大に対応し、1960年代から論じられるようになったとされる。また、商法学の分野では少数説を含め、以下のような意味が含まれていると指摘されてきた<sup>23</sup>。

### ① 企業（商法）は利害関係者（株主、債権者、従業員）に対する利害調整を意味

20 永石,前掲(18)論文,pp.338-339 配分的正義論は一定の分割可能な財を分割することで2人以上の者に分配する状況での正義の問題である。配分的正義を考える上では自己の投下物(input)とそれによりもたらされたもの(outcome)の比が他の人間における比と等しい場合に正義と感じる状態(公平)に反する事態が発生するとこれにより利益を得た者が公平を回復するために償いをしたり、公平を信じ込んだりしたりすることを命題とする。この点については、平井宜雄『法政策学[第2版]』(1995) pp.97-99等を参照

21 永石,前掲(18)論文,p.340

22 神作裕之「ソフトローの「企業の社会的責任(CSR)論への拡張?」中山信弘編集代表,神田秀樹編『市場取引とソフトロー』p.193

23 永石,前掲(18)論文,pp.340-342

したが、企業の社会的責任という場合には地域住民や消費者への責任に重きを置き、特にCSRでは循環型・持続可能社会を目指すための環境問題への配慮を要求する。

- ② 外国から経営学、会計学、財務的側面からのリスク管理を含め、法令遵守、雇用、人権配慮、環境対応等への取組対応である社会的指標を経済的指標とともに投資判断の材料とするSRI(Socially Responsible Investment)の考え方は企業価値最大化と株式価値最大化要請の行き過ぎを抑止することを目的とする。

CSRは生成途中的概念であり、その意味内容は多義的<sup>24</sup>であるとされるが、近年のCSR論は企業活動の本質的要素としてのCSRの組織化・内部化傾向が強まり<sup>25</sup>、コスト面で非効率であることによる不利益を積極的に取り入れる企業を高く評価することで規範性が高まる結果となった<sup>26</sup>とされる。また、企業が法の精神に則り行動することがCSRと理解すると、CSRが法規制の実効性を高め、法の不完全性を補完するものとして機能しうることになる<sup>27</sup>。このCSRはSRIに伴い登場したとされ、本来、活動状態にある企業をその前提とするが、永石はCSRの趣旨・精神は倒産企業においても全うされるべきとする<sup>28</sup>。

CSRの観点から破産管財人の責任を考えると、清算型処理が選択される場合、まず、会社が事業継続を停止すると、破産手続と清算手続が後処理として行われる。破産手続開始決定を受けた会社は解散（一般社団法人及び一般財団法人に関する法律148条6号、会社法471条5号）し、解散後清算手続が行われる。破産管財人による破産手続はこれに代わることになる。事業を停止した会社自身は会社財産の帰属主体である清算法人となり、破産管財人が清算法人に帰属する財産の管理処分権を有するようになる（破産法78条）が、破産管財人が当該管理処分権を放棄してしまうと、清算法人自身が帰属する財産の管理処分を行わざるを得ないことになってしまう。そこで、清算法人の清算手続が行われるが、取締役は清算人となることはできず、破産管財人の破産財団所属財産の放棄により清算人（通常は弁護士）が選任されることになる。

環境問題を抱えて倒産した企業の場合、当該企業が有していた汚染された土地の放棄と破産管財人の職務のあり方をどう考えるかにより処理方法が異なる。つまり、破

24 神作によれば、EU地域ではCSRの定義として、①法律上の要求を超えた企業の自主的取組であり、②「持続可能な発展」と不可分一体を本質とし、③中心的事業活動に付加される偉業・経営の在り方それ自体を含むとする。

25 神作,前掲(22)論文,p.193

26 永石,前掲(18)論文,pp.346-347

27 神作,前掲(22)論文,p.211

28 永石,前掲(18)論文,p.348 なお、同頁では企業以外にも医療法人、宗教法人、公益法人等、人・財産の集まりとして権利義務主体となり、社会的活動を行うものは等しく環境、男女間・人種間差別、消費者保護に配慮して活動しなければならないとする。

産管財人の職務は破産債権者への配当の実施を主目的とすると考えるのであれば、産業廃棄物処理費用が破産財団より大きい場合、破産債権者への配当を無いものとして破産手続を終結させる方向に向かう<sup>29</sup>。一部を破産債権者に配当し、残りを清算人に引き継がせるにしても清算法人の財産で廃棄物処理費用を負担できなければ、汚染土地がそのまま放置されるので、行政に働きかけて善処してもらうしかない。このような業務を抱える清算人を受任する弁護士が現れることは考えづらい<sup>30</sup>。

つまり、環境問題を抱える企業が倒産した場合において、破産管財人は倒産企業が有した土地建物を放棄できれば、責任を回避できるものの、それでは地域住民の健康被害のリスクが残存したままとなる。破産財団の財産により廃棄物処理を行っても、費用全額を賄えず、中途半端な処理しかできないような場合、債権者への配当・弁済に充てる方がよいとの考え方もあり立ち<sup>31</sup>、そのジレンマに苦しむことになる。

前述の通り、破産管財人には善管注意義務が課せられている。破産管財人の職務は、債権者に対するものと債務者に対するものがあり<sup>32</sup>、地域住民への環境配慮義務は管財業務遂行上の善管注意義務の直接的内容とは解されていない<sup>33</sup>。その一方で、弁護士倫理からは弁護士職務基本規定や弁護士法上の「基本的人権の擁護と社会正義の実現」の理解の仕方により、環境問題への関心が高まっている状況下では、弁護士が管財業務を行う際に環境に配慮する義務の存在がクローズアップされることがある<sup>34</sup>。ただし、これらの義務が存在するにしても管財業務における善管注意義務そのものは別の問題となる。そこで、破産管財人の社会的責任は法的にはどのような義務を課し、管財人の善管注意義務の一内容をなすものとなるかが問題となる。神作はCSRをソフトローとして理解し、その機能の拡張（つまり、従来のCSRは法的責任が尽きた時点で問題となるのに対し、近時の企業実務ではより法との関連性が強まっている）に注目している<sup>35</sup>。一方、永石は社会的責任について、プロセス遂行責任を内容とする法的行為責任と理解する<sup>36</sup>。この考え方からは、破産管財人は環境問題を抱えて倒産した企業の処理に際して、近隣住民への影響を考慮してるべき行動を検討し、行動しなければならない法的義務を負うと考えることになる<sup>37</sup>。

上記を総合して永石はCSRを射程に入れた破産管財人の善管注意義務について、以

29 永石,前掲(18)論文,pp.350-351

30 永石,前掲(18)論文,p.352

31 永石,前掲(18)論文,p.353

32 伊藤,前掲(2)著,p.138

33 永石,前掲(18)論文,p.354

34 永石,前掲(18)論文,pp.355-356

35 神作,前掲(22)論文,pp.210-215

36 永石,前掲(18)論文,p.357

37 永石,前掲(18)論文,p.358 ではこの責任は結果責任とは位置づけられていない。

下の通り整理している<sup>38</sup>。その発生根拠を破産裁判所から破産管財業務遂行任務を与えられたことに求め、義務の主たる対象を破産債権者、破産債務者とし、破産財団を適正に形成・管理して配当を適正に行うことの内容とする。利害関係人に対する善管注意義務は直接負わないが、違反の結果、利害関係人に損害を及ぼした場合に取締役と同等の責任を負う。破産債権者、破産債務者に対する善管注意義務と地域環境に対する法的プロセス責任を内容とする社会的責任との関係は、善管注意義務の中に性質の異なった義務が含まれると位置づける。

#### 4. Cloud Computing時代の倒産処理における個人情報保護と管財人の責任負担のあり方

上記の議論を手掛かりとして、以下では Cloud Computing 時代の倒産処理における個人情報保護と管財人の責任のあり方を検討する。

##### 4.1 情報化社会における倒産処理と管財人の社会的責任の妥当性

上述のように、倒産処理手続において、破産管財人は（1）配当の基礎となるべき財産の増殖、（2）配当対象となる債権者の範囲と債権額の調査・確定、（3）実際の配当を破産債権者に対する職務の中核とする。一方、債務者に対しては破産者の生活に必要な財産について、管理処分権の放棄と免責手続における免責不許可事由や免責不許可決定の当否に関する意見陳述等を職務とする。これらの債権者に向けた職務と債務者に向けた職務は本来的に相反する関係にある。そのため、破産管財人は債権者と債務者の板挟みとなることが本来的に宿命づけられている。

前述した環境問題を抱えて倒産した企業の倒産処理においては、特に管財業務の対象に環境汚染された土地等が含まれる場合に、破産管財人の善管注意義務の直接的内容とされていない地域住民への環境・健康配慮義務がソフトローとして意識されることになった。一方、今日の企業は大量の情報を処理して業務を行っており、特に顧客情報の流出は平時においても、大きく報道されることがあるように情報社会における消費者問題の一つとしてもクローズアップされてきた。上述のように日本においてCSR論が議論されるようになった背景の一つに消費者問題も含まれており、今日の情報社会における個人情報保護問題を検討する上で上述の環境問題における議論は参考に資すると思われる。情報流出自体は環境問題のように本人の健康や自然環境に直接の影響をもたらすわけではない。個人情報とプライバシーは別のものと理解されており、個人情報保護法も「個人情報の有用性に配慮しながら、個人の権利利益を保護すること」（1条）をその目的としているように、個人情報とプライバシーを区別するとの

38 永石,前掲(18)論文,pp.361-363

考え方をベースにしている<sup>39</sup>。プライバシー侵害が実際に発生した場合の民事実体法における救済スキームとしては、伝統的な人格権をベースとした不法行為構成の他に情報の経済的価値が重視されている今日の情報社会では契約構成、財産権構成、著作権構成、パブリシティ権構成、営業秘密構成等も登場するに至る等様々な理論構成が議論されている。我が国においてプライバシー権を初めて正面から取り上げた「宴のあと事件」判決<sup>40</sup>はプライバシー権を人格権と位置づけ「私生活をみだりに公開されないという法的保障ないし権利」とし、事实上憲法13条後段の幸福追求権をベースとすることも示唆しているとされる<sup>41</sup>。また、今日の情報流出は一度流出が発生すると膨大な人数の個人情報が瞬時に世界中に流出することになる。一旦流出した情報回収の限界から情報流出の影響は計り知れないものとなることは想像に難くない。

上述のように環境問題における事例を考察対象とした永石論文では社会的責任について、プロセス遂行責任を内容とする法的行為責任と理解し、破産管財人は環境問題を抱えて倒産した企業の処理に際して、近隣住民への影響を考慮してるべき行動を検討し、行動しなければならない法的義務を負うとする。倒産企業の個人情報データベースに個人情報が登録されているデータ主体と倒産企業との関連性は環境問題における地域住民よりも直接的関係性を有すると考えられ、CSRを射程に入れた善管注意義務を課すとの議論はCloud Computing時代の倒産処理時の個人情報保護における管財人の責任のあり方を議論する上でも基本的には妥当と思われる。

#### 4.2 Cloud Computing時代の倒産処理における個人情報保護と管財人の責任負担のあり方

上記を前提として破産管財人が社会的責任の観点からデータ主体本人に配慮した行動を取ることはどのように評価されるだろうか。社会的責任の遂行は程度の差はある、基本的にはコスト増加を招き、破産財団の減少につながることは事実である。データ主体本人を破産債権者として直接破産手続に参加させる場合<sup>42</sup>は上述した法定の善管注意義務が妥当するが、本人を直接破産手続に参加させない場合では、社会的責任となるが、社会的責任をソフトローと考えれば、法定の善管注意義務とソフトロー上の義務が矛盾衝突した場合の関係は、法律上の善管注意義務が優先するとされる<sup>43</sup>。一方、プロセス遂行責任説では、法定の善管注意義務と社会的責任の関係は義務

39 例えば消費者庁HP「個人情報保護法に関するよくある疑問と回答」

<http://www.caa.go.jp/seikatsu/kojin/gimon-kaitou.html> (2011.8.9閲覧)Q1-3.鈴木正朝「個人情報保護法とプライバシーの権利—「開示等の求め」の法的性質」堀部政男編著『プライバシー・個人情報保護の新課題』(2010)pp.61-92等を参照

40 東京地判昭和39年9月28日下民集15巻9号2137頁

41 石井夏生利『個人情報保護法の理念と現代的課題』(2008) p.213

42 橋本,前掲(1)論文,pp.121-122

43 永石,前掲(18)論文,p.369

の衝突ではなく、法的義務とソフトロー的義務というレベルの異なる義務が善管注意義務の中に混在し、倒産企業にも社会的責任が課せられ、破産管財人の善管注意義務に社会的責任遂行義務が含まれるとする<sup>44</sup>。

上記の結果、破産管財人は債権者への配当のための財源の拡大増殖を図ることを第一任務とするが、環境問題を抱えて倒産した企業の場合、地域住民への環境配慮義務もまた負うこととなる。ただし、結果的に当該責任を果たせなかつたとしても地域住民に直ちに不法行為責任を負うことになるものではないとされる<sup>45</sup>。では、管財人はどの程度の配慮をすれば不法行為責任を負わなくともよいのかという点について、永石は例えば、廃棄物処理を住民とともに行政に相談し、廃棄物処理費用の負担割合を決め、行政側が費用支出を拒否した場合に破産債権者に配当の一部を廃棄物処理費用に支出する同意を放棄前に求め、適わない場合に処理費用を免れるために放棄を行う旨を住民に説明した上で放棄を通知する。このようなプロセスを遂行すれば、破産管財人は社会的責任を果たし、善管注意義務を尽くしたと理解してよいとする<sup>46</sup>。

一方、個人情報データベース等の換価について見てみると本人の立場からは、自己の情報が登録されている個人情報データベースと同データベース上の自己の情報の帰趣に大きな关心を有し、当該データベース上への自己の情報の登録を維持し続けるか、抹消するのかを選択する機会の確保を要求すると思われる。管財人が、倒産企業が有していた個人情報データベース等から個人データを削除・消滅させることは、当該情報の資産価値を目減りさせてしまうこととなり、1円でも多くの配当を得ることを目指す債権者の利益と矛盾することとなる。しかし、事業と個人情報データベース等が切り売りされる場合により透明性の高い手続による本人の同意を取得していないようなデータベースを換価したとしても、同意の追加取得等により多額の追加コストや法的リスクが発生するため、当該データベースの資産価値が低く見積もられることとなる。そうなるとこれもまた債権者の利益と矛盾することになる。

また、その前段階として倒産状況という企業の業務執行レベルが著しく低下し、組織としての統制が崩壊している状況下で個人情報データベース等の内容の正確性を確保することも必要となるが、これは容易ではない<sup>47</sup>。その上、Cloud Computingにより情報を処理している企業はデータの記録並びに処理のための装置を自社資産として有しているわけではない。破産管財人の職務の第一である破産債権者への配当を行うにも本人の同意を取得する上でもまずは第一ステップとして個人情報データベースの正確性を確保することが不可欠となる。しかし、Cloud Computing環境では、特に海外にデータそのものが所在する場合、例えば公法上の問題でデータセンターの所在国の捜

44 永石,前掲(18)論文,p.369

45 永石,前掲(18)論文,p.369

46 永石,前掲(18)論文,pp.369-370

47 上野,前掲(12)論文 pp.8-13

査当局がデータ（あるいはデータが格納されているサーバー）を差し押さえているような場合、たとえ倒産企業が平常時にクラウドサービス事業者との間でサービス保証契約を締結していたとしても公権力の発動に対して契約は無力である。結果として結局データの現状確認と確保が困難となり、手続が遅れることになりかねない<sup>48</sup>。

上記を総合するとCloud Computingによりデータを運用している企業が倒産した場合の本人への破産管財人の責任は本人を破産債権者として扱わない場合においても社会的責任として善管注意義務の中に含めて理解することは今日の情報化社会においては許容しうるものと思われる。特に本人からの同意取得の前段階としての個人情報データベースの内容の正確性の確保の点については、Cloud Computingのリスクを考慮すると、管財人に結果責任を負わせるのは酷であり、現段階においては環境問題の場合と同様にプロセス責任による対応は許容しうると言えよう。プロセス責任を果たすためには、Cloudを利用している企業の倒産処理業務における個人情報保護の前提となるデータの正確性確保<sup>49</sup>の点からはクラウドサービス事業者のサービス提供責任の履行確保とデータの技術的なPortability確保やオン・プレミスシステム等への移行等に関するクラウド事業者のいわゆる「善処義務」を尽くさせることは必要だろう<sup>50</sup>。

#### 4.3 信託の倒産隔離機能と管財人の責任の制限

林らは、「忠実義務」を中心に構成される信託（信認）を重視し、この忠実義務の中に「安全管理義務」を読み込むことでデータ保護法を構成する道を検討している<sup>51</sup>。近時、信託スキームを応用して、企業による資金調達手段として資産の流動化・証券化が盛んに行われている。信託を応用した資産の流動化・証券化に不可欠なのが信託の倒産隔離機能である。信託財産は制度上、委託者から受託者に名義移転するとともに受託者の固有財産から分別管理される。これにより、受託者個人の債権者が信託財産に強制執行を行うことができなくなり、受託者が破産した場合に信託としての対抗要件が備わっていれば信託財産は破産財団に組み入れられなくなる<sup>52</sup>。これが信託の倒産隔離機能である。

例えばオープンソース・ソフトウェアの分野では個人による開発や管理の継続はコストや手間の点で困難であるが、著作権侵害への対応への混乱を回避するため、信託スキームの利用が議論されている<sup>53</sup>。信託には①権利者の属性の転換機能、②権利者

48 この点について、例えば夏井高人、町村泰貴、森 亮二「パネルディスカッション クラウド・コンピューティングの法的課題」『情報ネットワーク・ローレビュー』Vol.10(2011),p.266 以下等を参照

49 データ内容の正確性確保そのものは、個人情報保護法上は努力義務とされている。

50 クラウド事業者の善処義務については寺本振透編集代表/西村あさひ法律事務所、前掲(14)著、pp.250-251

51 林 紘一郎・中村伊知郎「個人データの知的財産的保護の可能性」情報処理学会研究報告

2010-EIP-48-1(2010),p.5

52 新井 誠『信託法[第3版]』(2008) p.103

53 第一東京弁護士会司法研究委員会編『社会インフラとしての新しい信託』(2010),pp.1-26

の数の転換機能、③財産権の性状の転換機能、④私益財産から公益財産への転換機能、⑤倒産隔離機能等の諸機能があるが、オープンソース・ソフトウェアにおいても倒産隔離機能は利用者が信頼してオープンソース・ソフトウェアを利用する上でも重要な機能だとされている<sup>54</sup>。信託構成を利用して、個人情報データベースを破産財団に組み入れないようにすることは、管財人の責任とジレンマの軽減につながると思われる。

#### 5. おわりに

本稿では環境問題を抱えて倒産した企業の破産管財人の責任のあり方を扱った先行研究を手がかりにCloud Computing時代の倒産処理における破産管財人の個人情報保護に関する責任負担のあり方についての考察を行った。今後は破産管財人がどの程度のプロセスを踏めば社会的責任を果たしたと言いうかにつき更に分析を進めたい。

#### 参考文献

- 1) 伊藤 真『破産法・民事再生法[第2版]』(有斐閣, 2009)
- 2) 上野 保「企業倒産時における個人情報保護—その実情と個人情報保護法施行下の実務」『NBL』No.793(2004), pp.8-13
- 3) 橋本誠志「Cloud Computing 社会の企業倒産処理と個人情報保護」情報処理学会研究報告 Vol.2010-EIP-48, No.12, pp.1-8(2010.5.28)
- 4) 橋本誠志「Cloud Computing 時代の倒産と個人情報保護」『情報ネットワーク・ローレビュー』Vol.10,(2011.8)pp.107-124
- 5) 平井宣雄『法政策学 [第2版]』(有斐閣, 1995)
- 6) 中山信弘編集代表, 神田秀樹編『市場取引とソフトロー』(有斐閣, 2009)
- 7) 寺本振透編集代表/西村あさひ法律事務所著『クラウド時代の法律実務』(商事法務, 2010)
- 8) 伊藤 真「破産管財人等の職務と地位」『事業再生と債権管理』No.119(2008)pp.4-13
- 9) 永石一郎「破産管財人と CSR」『一橋法学』4巻2号(2005)pp.337-372
- 10) 石井夏生利『個人情報保護法の理念と現代的課題』(勁草書房, 2008)
- 11) 堀部政男編著『プライバシー・個人情報保護の新課題』(商事法務, 2010)
- 12) 夏井高人, 町村泰貴, 森 亮二「パネルディスカッション クラウド・コンピューティングの法的課題」『情報ネットワーク・ローレビュー』Vol.10(2011), pp.255-296
- 13) 林 紘一郎・中村伊知郎「個人データの知的財産的保護の可能性」情報処理学会研究報告 2010-EIP-48, No.1(2010)pp.1-6
- 14) 新井 誠『信託法[第3版]』(有斐閣, 2008)
- 15) 第一東京弁護士会司法研究委員会編『社会インフラとしての新しい信託』(弘文堂, 2010)

54 第一東京弁護士会司法研究委員会編、前掲(53)著、pp.8-10